

議案第66号

専決処分事項の承認について

平成22年度守谷市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年11月22日 提出

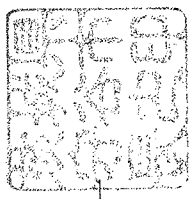
守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日

平成22年度守谷市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

平成22年10月22日

守谷市長 会 田 真



平成22年度守谷市一般会計補正予算（専決第1号）

平成22年度守谷市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事 | 業 | 名 | 金 額 |
|-----------|------------|-----------|---------|---|--------------|
| 10. 教 育 費 | 2. 小 学 校 費 | 守 谷 小 学 校 | 改 築 事 業 | | 1 5 2, 8 8 1 |

提案理由（議案第66号）

提案の理由を申し上げます。

本件は、守谷小学校改築事業に繰越明許費を設定する補正予算について、
10月22日に専決処分したものです。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。